

祝 富士山の日

—このまちを、もっと好きになる。— 富士宮にときめくフェス

出店要項

2025.11.1

◆富士宮にときめくフェスの趣旨

地域の魅力を広く市内外に発信することを目的に、富士山や富士宮市さくやちゃんに関連した商品等の販売、サービスの提供、ワークショップなどを行う。

◆主催者

富士宮市(広報課)

◆出店事業者

主催者に、イベントの趣旨を理解し出店できると認められた事業者

◆開催日時

令和8年2月21日(土)・22日(日) 10:00~16:00

◆出店場所

イオンモール富士宮(富士宮市浅間町1-8)

※出店場所の配置は、主催者が決定します。

◆出店内容

①富士山やさくやちゃん、富士宮にちなんだ商品の販売やサービス、ワークショップの提供又は開催など

②その他、店舗等で取り扱っている商品など

※内容に迷う場合は、お気軽にご相談ください。

◆出店スペース

■広さ約2.5m×約1.5m内

※出店場所や内容によって、変更となることもあります。

◆貸出備品

■長机(1,800mm×450mm、主催者が用意します*)×2つ

※持参できる事業者は、ご協力をお願いします。

■椅子

※原則、ワークショップを行う事業者のみに必要数を貸し出します。

◆搬入・搬出

【搬入】 ①2月20日(金) 15:00~20:00 ②2月21日(土) 08:00~10:00

【搬出】 ①2月22日(日) 16:30~20:00

◆告知用 写真等の提供

市公式ウェブサイトやSNSなどで、イベントの告知を行う際に掲載する写真と紹介文の提供をお願いいたします。

宣伝用写真(1~2枚)、事業者のウェブサイト・SNSなどの二次元コードまたはURL、商品やお店のPR50字程度(主催者が編集を行います。)

広報課へメールまたは電子申請でご提出ください。

◆出店条件

- 出店料は無料です。
- 主催者が行う抽選会の景品提供に、ご協力をお願いします。
- 販売に必要な店舗看板(高さ1.5m以下のもの)、のぼり旗(防災加工済みのもの)、テーブルクロス、つり銭、備品等は各事業者で準備してください。
- ガスや水道の使用はできません。
- 法令を遵守し、主催者及び施設管理者の指示に従ってください。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という)でないこと。個人又は法人の代表者や役員が暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)でないこと。暴力団又は暴力団員を利用または協力、関与していないこと。
- 商品に関するお客様からのお問い合わせ、クレーム等については、各事業者で責任を持って対応してください。売上や販売のトラブルについて、市は一切の責任を持ちません。
- 販売場所までの商品の搬入・搬出及び販売は、各事業者で行ってください。
- 売れ残った商品やごみ等については、各事業者がお持ち帰りください。
- 貸出用長机等の準備・片付けは、各事業者が行ってください。
- 自然災害や不測の事態により、出店を中止していただく場合があります。なお、損失等が発生しても、各事業者の負担となります。
- 各事業者のウェブサイト等に掲載されている写真や、販売の様子などを収めた写真について、主催者がイベントのPRのために使用させていただく場合があります。
- イベント終了後に、主催者が実施するアンケートへのご協力をお願いします。
- イベント開催中、抽選券の配布や抽選会場の案内などへのご協力をお願いします。
- 富士宮市の公式キャラクター「さくやちゃん」を、商品またはパッケージなどに、積極的に使用してください。
- 市税に滞納がないか確認してください。

◆食品等を扱う場合

- 食材に関して、保健所及び食品衛生法関連法に則って管理してください。(要冷蔵・要冷凍の商品の保存は、冷蔵庫や冷凍庫等を使用してください。)
- 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限やアレルギー等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行ってください。
- 試飲や試食のサービスを提供することができます。ただし、パフォーマンスの実演を除き、調理はできません。

(出店要項は、追加・変更となる場合があります。予めご了承ください。)

※出店事業者の事前説明会の開催は、令和8年1月上旬～中旬頃を予定していますので、出席をお願いいたします。

お問い合わせ
〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
富士宮市役所 広報課 広聴広報係

TEL 0544-22-1119
FAX 0544-22-1206
mail: koho@city.fujinomiya.lg.jp